

ヘーゲルの社会理論と市民法原理

小林 正 士

序 本稿の課題

第一章 家族における共同体の倫理

第二章 ヘーゲル市民社会論

第一節 市民社会における原理と欲求の体系

第二節 司法活動

第三節 社会政策と職能集団

第三章 ヘーゲル国家論における狭義の国家概念

序 本稿の課題

ヘーゲルの国家論を支える視座とはどのようなものであろうか。それは「主体性の原理」と「共同存在性の原理」を共に結びつけて実現していこうとするものである。⁽¹⁾この点、ヘーゲルは次のように述べている。「近代国家の原理は、主観性の原理を特殊な人格の自立という極限まで至らせると同時に、それを共同体の統一へと押しもどし、主観性の原理のうちに共同体の統一を保持するものであって、そこに近代国家のおそるべき強さと深さがある。⁽²⁾そして、この「主体性の原理」と「共同存在性の原理」は、それぞれ「プロテスタンティズム」⁽⁴⁾と「共和主義の伝統」⁽⁵⁾に由来する原理であると考えられている。⁽⁶⁾さらにヘーゲルは、次のように述べている。「国家の強さをなしたたせる核心は、個々人の幸福、特殊な目的、精神生活、精神的発展のすべてが国家のうちで実現され、個人の目的が共同の目的と一体化するなかで実現されることを、個人が認識し、自覚すること」(504頁)。個々人は、おのこの幸福や特殊な目的を実現すべく、活動している。従って、そこでは私的

利益の追求こそ第一の目的になる。しかしながら、諸個人がおのおの特殊な利益を追求できるのは、国家共同体という土台（国家制度、法制度など）があってこそ可能なのである。そうしたことの各人の認識、自覚が、国家共同体を支える大きな力になるということが述べられている。それ故、諸個人が、国家共同の利益を求めることは、実は、国家共同体のためであるばかりではなく、自己の利益を確保するためにもなるのである。この認識、自覚によって、諸個人は単に私的利益のために活動する存在を自ら脱し、公のため、国家共同体の共同利益のためにも活動する存在へと押し上がるのである。

こうした諸個人の主体性の原理と共同存在性の原理を、共に結びつけていこうとする理論は、一方で、原子論的な個人主義でもなければ、他方、全体主義的なものでもないのである。このような諸個人と国家共同体との在り方を、ヘーゲルは「国家は具体的な自由の実現体である」（502頁）と表現している。以上のことは『法の哲学』260節においてははっきりと示されている。

「国家は具体的な自由の実現体である。ところで、具体的な自由とはなにかといえば、個の人格とその特殊な利益が完全に開花し、その正当性がそれとして（家族と市民社会という組織のなかで）承認されるとともに、個人がみずから進んで共同の利益とかかわり、知と意志にもとづいて、共同の利益こそがおのれの土台をなす精神だと認め、共同の利益を最終目的として活動することである。したがって、具体的自由を実現した国家にあっては、特殊な利益や知や意志をぬきにして共同の利益だけが強調されることも、実現されることもないし、個人が特殊な利益や知や意志のみに執着する私人として生活し、共同の利益を追求する意志ももたなければ、この目的にかなう現実ももたない、といったこともありえないのである」（502頁）。

では、諸個人はどのようにして、「共同の利益こそおのれの土台をなす精神」だと認識し、自覚するようになるのだろうか。『法の哲学』第三部「共同体の倫理」を考察しながら、これを明らかにしていきたい。『法の哲学』第三部「共同体の倫理」は、第一章家族、第二章市民社会、第三章国家とい

う構成になっている。そこで上記の観点に基づいて見ていきたい。

第一章 家族における共同体の倫理

ヘーゲルは、160節で家族について、「結婚」、「家族の財産」、「子供の教育と家族の解体」という三つの側面を挙げている（323頁）。私たち一人ひとは、当然ながら、家族の中から生まれ（結婚）、家族によって育てられて成長し（家族の財産、子供の教育）、市民社会の一員となり家族から離れて行く（家族の解体）。ヘーゲルは158節で次のように述べている。「家族は、素朴な精神の共同体であって、愛という感情的な統一を基礎として成り立つ。そこで要求される心のかまえは、家族という完全無欠の本質体の統一のうちに、自分の個性が組みこまれていることをみずから意識し、その統一体のうちに、自立した個人としてではなく、その一員として存在することである」（319頁）。

ここでは「家族愛」というものを基礎にして、自分が家族という共同体の「一員」であるという意識を自覚することの重要性が述べられている。自分が自分であるという意識と同時に、家族の一員であるという意識が非常に大切である。そうした意識は、後の国家共同体の一員としての自覚や意識へと展開していくための重要な萌芽であると考えられているからである。この「共同体の中の個」という意識は重要な観点である。それはそのまま子供の教育へと繋がるものである。

この点、ヘーゲルはこう述べている。「両親は、子どもを教育する上で、子どものわがまを抑える権利はもっています。しつけは、子どもが自然のままの存在であり、自然に依存しているからこそ必要とされ、自然のままの意志を阻止し、打ちこわし、道徳的なもの、内容からして一般的なもの、共同体の倫理へと高めるのをねらいとします。「しつけのねらいは、自分の意志を犠牲にする習慣を身につけ、一般的な内容をもつ正しい意志をもつことにあります」（352頁）。子どもの教育の本質は、家族共同体一員であるという自覚の形成と、自分の特殊なわがまや欲望を、一般的な共通・共同の目

的のために、自ら脱していく方向に向かわせるということにあるのである。こうした子どもの教育は、子どもが一人前の市民社会の成員になり、さらに国家共同体の一員になっていく際、益々大切なものになるのである。

第二章 ヘーゲル市民社会論

第一節 市民社会における原理と欲求の体系

家族を離れて、市民社会において活動する諸個人は、おのおの特殊な目的を実現しようとするのだが、そこには「特殊性の原理」と「共同性・一般性の原理」が存在するとヘーゲルは考えている。即ち、「具体的な人格が、みずから特殊な目的をかかげ、欲求の全体を満たそうとし、自然の必然性とわがままをかかえこんだ日々を生きる時、そうした個人の存在が市民社会の一方の原理である。が、特殊な個人は、その本質からして、他の特殊な活動と関係するから、各人は、他の人びとによって承認されるし、同時にまた、共同性（一般性）の形式に媒介された存在としてのみ他から承認されるので、こうしてその欲求が満たされる。こうした共同性（一般性）の形式が、市民社会のもう一方の原理である」（182節、365頁）。

つまり、例えば、諸個人による労働ないし生産活動というものは、一面では確かに自分自身のためになされるものであるが、他面では他人のため、他人の欲求の実現のためにもなされるのであって、他人のためにならない労働ないし生産活動は、市民社会においては全く価値を持たないのである。従って、諸個人の特殊な欲求の実現というものは、すべて他者に依存しているものなのである。これが欲求の体系としての市民社会であり、相互依存の体系としての市民社会である。⁽⁷⁾このことをヘーゲルは183節で次のように述べている。「利己的な目的を実現するには、そのように共同性（一般性）に媒介されねばならないから、そこに全面的な相互依存の体系ができあがり、個人のしあわせと権利が、万人のしあわせと権利にからみあい、それに依存し、それとのつながりのなかでのみ実現され、確保される」（366頁）。

しかしながら、ヘーゲルによれば、市民社会におけるこの二つの原理は真

に互いに統一されたものになっておらず、「極端な分裂状態ゆえに共同体の倫理が失われた体系」（184節、367頁）であると考えられている。なぜなら、市民社会における諸個人にとっては、自己の特殊な利益の実現のための活動が主眼になって、そこに同時に他者との、そして社会との共同存在性の原理とつながっていることを十分に自覚することなく活動しているからである。別言すれば、市民社会においては、特殊性の原理が支配的原理になり、普遍性の原理が後退してしまっているということである。それ故に、このような分裂状態の市民社会が、「過剰および貧困の舞台と化し、両者に共通の、肉体的・精神的な頹廢の光景を示す」（185節、368頁）とヘーゲルは指摘している。ここには確かに、市民社会のネガティブな面が含まれているのであるが、しかしだからと言って、ヘーゲルはこの特殊性の原理を排除してしま⁽⁸⁾てはならないと考えている。そして、プラトンはこの特殊性の原理を排除した国家を構想し（370頁参照）、「特殊な欲求が自由に発揮されながら、しかもつねに共同性が保たれるような状態を想定はできなかった」（370頁）とヘーゲルは述べている。ここからもヘーゲルが特殊性の原理あるいは主体性の原理と、共同性存在性の原理を共に結びつけていこうとする視角が存在することが分かる。従って、特殊性の原理が支配する欲求の体系としての市民社会から、諸個人がどのようにしてそこから一般性（共同性）を認識し、自覚⁽⁹⁾するかが問題になってくるのである。⁽¹⁰⁾

第二節 司法活動

そこでヘーゲルが次に考えるのは、市民社会における「司法活動」の意義である。市民社会においては、諸個人は自己の特殊な欲求を実現させるために活動しているのだが、そこでの各々の利害の衝突や紛争を解決するのが司法活動である。これによって、例えば自己の所有を保護された諸個人は、司法活動という一般性（共同性）の契機によって自己の所有が支えられていると感じることになる。ここに諸個人が、一般性（共同性）を身につけていく契機があると考えられるのである。この点、ヘーゲルは次のように述べてい

る。「人びとが、自分の目的の実現を法律が助けてくれ、法律なしには目的の実現は望めない、と判断するとき、特殊な個の利害が一般的な国家の存立と結びつきます。そこになにより近代国家の強さがあって、国家とつながることが共同体精神の根となるだけでなく、各人の特殊な利害も共同体精神へとむかうのです」(373頁)。

第三節 社会政策と職能集団

以上が諸個人が共同性の原理を自覚していくという観点から見た司法活動の意義である。⁽¹¹⁾さらに、ヘーゲルは、諸個人が共同性の原理を自覚する契機として、「社会政策と職能集団」に関しても言及している。即ち、「欲求の体系のうちに潜む偶然の要素に配慮をめぐらし、特殊な利益を共通の利益として増進させるべくつとめる、社会政策と職能集団の仕事」(376頁) に関してである。ヘーゲルによれば、社会政策とは、「市民社会の統治と定義でき、目的とするところは生活上の正義(法)と幸福」(461頁) であると考えている。具体的には以下のものがある。

犯罪や違法行為の取り締まりや防止措置(233、234節、463-467頁、参照)。公共事業や共同設備に関する事業、例えば、幹線道路、港、水道その他共同の利害に関わるもの(235節、467頁、参照)。生産者と消費者との間の利害調整、例えば日常的な生活品必需品の価格査定、輸出入に関する業務、商品の品質に関しての監視・監督(236節、468-472頁、参照)。教育の監督・指導(239節、474-475頁)。放蕩者の矯正(240節、475-476頁、参照)。貧困対策(241節、476-477頁、参照)。

このように社会政策は広く一般的な事柄に関するものであるので、諸個人の気まぐれな配慮の下に委ねるのではなく、中央官庁の配慮の下に行われなければならないとヘーゲルはと考えている。この社会政策は、統治という側面を持って特殊性と一般性(共同性)を実現して行こうというものである。次に「職能集団」に関して見ていきたい。

ヘーゲルは職能集団を次のように定義している。「職能集団は、まずは、

社会政策と同じ使命ないし目的をもち、特殊な利益を目の前にしているが、しかし、社会政策とちがって、社会を外から秩序立てようとするのではなく、共同性をめざす活動を対象にすえ、みずからその活動に参画します。職能集団は家族と国家の中間項、しかも、共同体の倫理に根ざす中間項であって、そこが、共同体の倫理をもたず、外から秩序を押しつける社会政策とちがうところです。以上が職能集団の定義です」（490頁）。

ここで重要なことは次の二点であると思われる。一つは、職能集団では諸個人が主体的に、自覚的に共同性の実現のために活動するということ。二つ目は、そのような職能集団（市民社会）が、家族と国家の中間項に位置づけられることによって、国家との有機的関連を実現するということである。二つ目の点について、ヘーゲルはさらに次のように述べている。

「職能集団にあっては、同時に、個々の利益が組織化され、共同の利益が形成され、それを核に一定の集団が作られて、それが国家と本質的な結びつきをもちます。国家とのこの結びつきがもっとも重要な点です」（488頁）。

このように、国家における諸個人の主体性および共同性の実現には、職能集団（市民社会）という中間項が不可欠の要素であるということである。では、職能集団の目的とはどのようなものなのだろうか。この点、ヘーゲルは以下のように述べている。

第一に、「個人が活動によって生計を立て、労働の目的が満たされることが、職能集団のねらいです」。第二に、「その目的が職能集団の一般的な目的となり、職能集団が成員の幸福をめざして活動し、成員の幸福が全体の幸福につながるような、そういう一般的な目的を職能集団がもたねばなりません。こうして、共同性へとむかう衝動が力を発揮します」（496頁）。即ち、第一の目的は「生計の確保」。第二の目的は「一般性（共同性）を自覚し、実現すること」と言える。

このように職能集団の成員は、自己の利益だけではなく同時に、他の成員にも配慮をめぐらし、相互に助け合いながら活動するのである。それ故、職能集団は「第二の家族」（252節、491頁）のようなものであると述べられて

いる。また、職能集団の成員はそのような活動から、「誇りをもち、その仕事が社会的に承認され」(495頁) になるのである。従って、「結婚の神聖さと職能集団のもつ誇りは、市民社会の解体をつなぎとめる二つの軸である」(495頁) と考えられるのである。

このように、職能集団の活動によって、そこでの諸個人の目的は、職能集団共通の目的へと一般化されていくと考えられている。しかしながら、ヘーゲルによれば、こうした共通の目的は、まだ職能集団という領域に限ったものであると考えられる。従って、さらに一般性(共同性)を押し広げるべく職能集団から国家の領域へと展開されていくことになるのである。

第三章 ヘーゲル国家論における狭義の国家概念

ヘーゲルは、『法の哲学』第三部共同体の倫理、第三章国家261節の中で次のように述べている。「私的権利と私的幸福の領域たる家族と市民社会にたいして、国家は、一方で、外的な強制力を行使する高次の権力であって、家族と市民社会の法律や利益は、その権力のありさまに従属し依存せざるをえないけれども、他方、国家は、家族や市民社会に内在する目的であって、共同の最終目標と個々人の特殊利益を統一するところに、その強さがある。いかえれば、国家の強さとは、個々人が国家にたいして義務を負うかぎりでの権利をももつ、というところにある」(503頁)。

前者は、「家族や市民社会から形式上区別された狭義の国家、つまり『政治的な国家』(der politische Staat) と呼ばれる、権力機構としての国家であり、具体的には、組織的に制度化された三つの権力、即ち立法権、統治権、君主権を指している」のに対して、後者は、「家族と市民社会を統一と分裂という二つの契機として内包する広義の国家、つまり『倫理的理念の現実態』(Wirklichkeit der sittlichen Idee) と呼ばれる、共同体としての国家であり、これは、個人の政治的信条という主観的側面と、権力組織の制度化という客観的側面から成り立っている⁽¹²⁾」。広義の国家に関しては以前考察していった⁽¹³⁾。そこで、ここでは狭義の国家について考察していきたい。

ヘーゲルは『法の哲学』273節において次のように述べている。「政治的國家は実質的に以下の三つに分類される。(a) 一般原則を決定し確定する権力—立法権。(b) 特殊な分野や個別の事例を一般原則のもとに包摂する権力—統治権。(c) 最終的な意思決定をおこなう主権性の権力—君主権。君主権のもとで、さまざまな権力が個としての統一へとむかう。したがって、この一なる個が全体の一立憲君主制全体の一頂点であり、はじまりである」⁽¹⁴⁾ (526頁)。

第一に、君主権に関して見ていきたい。ヘーゲルが考える理性的な体制とは、憲法に基づいて組織される「立憲君主制」⁽¹⁵⁾である。そして、次のような三つの段階で君主権が考えられている。この点、権佐武志氏による整理では、「第一に、國家の主権は何よりも、國家の『実体的統一』として定義され、そのもとにある公職や公権力は、団体の独立した権限や個人の特権的私有物ではないという意味で、従属的・非人格的な性格を備える必要がある。第二に、この実体的統一が國家の『主体性』ないし『人格性』として新たに捉え直され、最終的意志決定という決断の要素が入り込んでくる。第三に、國家の抽象的な主体性は、現実の『主体』の形を取り、特定の『人格』として、即ち世襲君主として存在するとされ、主権における決断の要素が人格的要素と結びつけられる」⁽¹⁶⁾。

第一のことに關して、ヘーゲルは、「國家はまずもって主権國家であり、一個の個體」(529頁)であると述べている。従って、ヘーゲルはかつての職能集團や地方自治體が、主権と對立していたことに鑑み、それらが「國家の中の國家」にならないようしっかりと全体の中に組み込まれるべきであるとしている(530-531頁、参照)。また一方で、かつては「専門集團—司教團、金融團、法曹團、將校團など—が、帝國の保証のもと、確固たる地位をあたえられ、それぞれにまったくの特権集團と化し、全体の流動性が弱まったり、存在しなくなったりし、「特権の濫用は防ぎようがなかった」(531頁)が、しかし他方で、こうした特権が破棄された後に、「今度は、どんな特権も認めない専制政治が生まれ」(531頁)たとし、両者を極端から極端である

と批判を加えている。さらに、「ドイツでは、公職の相続や売買がひそかにおこなわれ、公職が私有物と化していた」(532頁)ことから、公職に就く者は「客観的な資格」、「個人の特性として、業務にふさわしい能力、技術、性格が備わっていなければならない」、それには、一般教育と特殊な職業教育が施されねばな(531頁)らなと説いている。このようにヘーゲルによれば、「主権とは、有機的な構造体があくまで国家の統一のもとにあり、公的な地位が個人の所有物とはならないところになりた」(532頁)つと考えているのである。

第二、第三のことに関して、『法の哲学』279節、280節では次のように述べられている。「さしあたり、全体の流動化という一般的観念にすぎない主権は、自己を確信する主観性、および、抽象的な、それゆえ根拠のない意志の自己決定として存在するしかなく、その主観的な自己決定が、国家の最終決断となる。それが、国家を個体としてなりたさせるものであり、その個人のうちではじめて、国家は一なる存在となる。が、主観性の真実は主観の登場にあり、人格性の真実は人格の登場にあるから、理性を実現した政治体制においては、概念の三つの要素が、それぞれに独立した、目に見えるすがたをとることになる。したがって、全体について絶対的な決断をくだす君主権は、観念的に個体だというのでは済まず、一人の個人—君主—としてあらわれなければならない」(533頁)。

「国家意思を体現するこの最終的な自己は、その抽象性ゆえに単一であり、生身の一個人である。したがって、その概念のうちには自然の存在が定義として入りこむ。君主は、その本質からして、すべての内容を捨象した一個人であり、生身の肉体をもつこの個人が、自然な生まれつきによって君主の位に即くのである」(539頁)。

つまり、国家は自己決定する主体であるが、その最終的意志、決断は、具体的人格を有する君主がこれを行い、さらにその君主は生まれによって定まる世襲君主でなければならないことが表されているのである。

ここまで見てきたように、君主は最終の国家意志を決定する存在であるこ

とが明らかになったが、ではヘーゲルが述べる立憲君主制における君主の役割とは、どのようなものになっているのだろうか。

この点、ヘーゲルは次のように述べている。「君主の意志は具体的でなければならず、具体的な内容を決断や助言の対象としなければならないが、といて、君主の本分としてそこまで要求されるわけではない。ただ署名するだけで事足りる場合もあり、立憲体制がしっかりしていれば、署名する以外にすることはありません。名前だけが必要であって、名前だけの空虚な『わたしは意志する』こそが、なにものにも超えられぬ頂点をなすのです。これが君主権の理念から出てくるもので、『わたしは意志する』は、国家の意志決定であるかぎり、どうしても存在しなければならない」(537頁)⁽¹⁷⁾。

このように君主は、特定の具体的内容を決断し、意志する存在であるが、では君主が決断するその具体的内容はどのように決められると考えられているのだろうか。ヘーゲルは次のように考えている。

君主に「付与される一定の内容は、思考の面からして、抽象的な『わたしは意志する』から区別される、特殊なものだから、現実にも君主とは別の機関で考えだされねばならない。根拠にもとづく審議、根拠にもとづく決断は、内容へと踏みこむものだから、君主とは別の活動の場が設けられるべきで、さしあたり、君主権にふくまれる活動の機関として内閣があります」(547頁)。

「特定の内容にかんしては、君主はまったく他に依存する存在であって、自力で内容を知ることがなく、機構の流れのなかであたえられる考えにしたがって決断するだけで、その決断は当該の法律と機構の打ちだす考えに従属しています」(547頁)。

従って、君主が決断した内容に対しては、内閣が責任を負い、君主には責任がないと考えられている。⁽¹⁸⁾

第二に、統治権に関して見ていきたい。

ヘーゲルによれば、統治権とは、「君主が決断をしたとき、それを実行・運営する執行権力」(550頁)である。そこには上からの統一と下からの統一

があると考えている。そして、上からの統一には、「首相、国家宰相、内閣顧問など」（551頁）が設けられることになる。それは「中央集権制」（551頁）の仕組みであり、そのメリットは「共同の国家利益にとって必要なことが、もっとも容易に、もっとも迅速に、もっとも有効に実行される」（551頁）ところにあると考えられている。

しかしながら、そのような上からの官僚主体的な国家統治だけをヘーゲルは考えていたわけではないのである。下からの統治も重要であると考えていた。この点、ヘーゲルは次のように述べている。「下部の組織化こそもっとも大切なことで、というのも、組織化されてはじめて権力がなりたつからで、さもないと、国家は、烏合の衆、ばらばらな原子の集まり、いかなる理性的な権力もなく、ただ盲目の力が支配するだけの集まりにすぎなくなります」（553頁）。

そこでこの下からの統治のためにもまず、「地方自治体、職能集団などにおける自立的活動の保証」（553頁）と政府によるその活動の「監視」（553頁）が必要であるとヘーゲルは考えている。監視が必要なのは、「そうすることによって、個人は、自分の権利の行使が保護され、上部から配慮されているのを感じ、特殊利益と体制全体の維持とを結びつけて考えるようになる」（553頁）るからであるとしている。ここからも、国家にとって市民社会の持つ要素が重要であることが確認できる。また、ヘーゲルがあくまでも諸個人の特異性と共同性を共に結びつけようと考えていることが伺われる。

さらに、官僚の側での統治権の濫用をさせないためにも、下からの統治は重要であるとヘーゲルは考えている。295節では次のように述べられている。「地方自治体や職能集団が一定の権限をもつことで、官僚のもつ権力のうち主観的なわがままの混入することが阻止され、個々の行動にまでは及ばぬ上からの統制が、下からの力によって補われる」（554頁）。

このように見てみると、ヘーゲルが決して官僚主義的な国家統治のみを考えていたわけではないことが理解できる。同時に国家統治にとっては重要なことは下からの統治、組織化である。それは、国民が職能集団や地方自治体

の活動に参画し、一定の権限をもって自治を行うことである。それによって、社会的共同性が実現すると考えていたと考えられる。

第三に、立法権に関して見ていきたい。

立法権は、「形式的決断でも決断の実行でもなく、具体的な対象をとりあつかう権力」（556頁）であると定義されている。そして、ここで注目したいのは議会についてである。ヘーゲルによれば、議会の使命は、「主観的・形式的な自由の要素たる公共意識を、多数の人間の意見ないし思想という経験的な一般性（共同性）として顕現させることにある」（301節、564頁）と述べている。そして、「大切なことは、議会で多くの人が議論に加わり、参政権が目に見える形でみんなのものとなり、主観的自由の要素が満たされること」（565頁）であると述べている。

また、議会の使命は次のように考えられている。「政府と国民の媒介を使命とする議会は、国家と政府の意向を踏まえるとともに、特殊な集団や個人の意向をも踏まえることが要求される。同時に（略—引用者）君主権が、一方の極に孤立して、たんなるわがままな支配権としてあらわれるのを防ぐとともに、地方自治体や職能集団や個人の特権が孤立することを防ぎ、さらにいえば、個人が群衆や烏合の衆としてあらわれ、ばらばらな思いこみと意志のとりことなり、組織的な国家にたいしたんなる集団的な暴力となることを防がねばならないのである」（567頁）。従って、議会の使命は、君主権の恣意を防ぐとともに、市民社会の個々の特殊な利益を、国家全体の共同の利益と結びつけることが期待されているのである。それ故、議会を活動の場とする代議士は、「共同体全体の業務に参加するという課題にふさわしい、性格や洞察力や意志をもたねばなりません」。「代議士は、国家を考える力と管理・運営の感覚をもたねばならず、それをもつことを行為でもって実証しなければならない」（574頁）。

さらに、議会に関して315節では「議会の公開の重要性」が述べられている。「知識をもつ機会をあたえるための公開は、世論が、それによってはじめて、国家と国家業務の状態と概念について正しい思考と洞察力をもち、と

ともに、それについて理性的に判断する能力をもつに至る、という、さらに一般的な意味をもっている。一般大衆は、その上、官庁や官僚の職務、才能、徳性、技量を知り、尊敬するようになる。こうした才能は、議会の公開によって、発展の有力な機会と、大いなる名声を博する舞台を手にするが、公開は、同時にまた、個々人や大衆のうぬぼれを矯正し、かれらを教育するための手段、しかも、もっとも強力な手段の一つである」(578頁)。また「世論」(316-318節、579-583頁参照)、「公的伝達の自由(言論・出版の自由)」(319節、583-586頁参照)の重要性に関しても述べられている。

以上、ヘーゲル『法の哲学』における理論的視座について見てきた。何よりもヘーゲルにとって核となる視座は、「主体的自由の原理」と「共同性存在性の原理」を共に結びつけて実現していこうとするものであった。そして、現代でもこの理論的視座は、「市民法原理」として、「市民法学・市民法論」という学問的潮流の中で、基礎理論としての重要な意義を有している⁽¹⁹⁾。市民法原理とは、「諸個人の自由・平等・独立の確立および諸個人の相互の連帯による共同性・公共性の自覚的⁽²⁰⁾形成」という原理である。そして、本稿では、この「市民法原理」の源流となるヘーゲルの理論的視座の意義を考察してきたのであるが、私は一層深い自覚と認識を持って、その意義を把握する必要があるものとするのである。

(1) 小林正士「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」国士舘大学法研論集第12号(2011年)参照

(2) G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25*, herausge. v. K.-H. Ilting. 長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)503頁。以下引用は本文中に示す

(3) Vgl. Karl-Heinz Ilting, *“Die Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie”, Riedel, Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Bd. 2, 1975, S. 60.

(4) 中埜肇氏は、「ヘーゲルにとってプロテスタンティズムは、良心と主体的内面性と自由の宗教であり、カトリシズムは不自由と外面性と頽廢の宗教」であると述べている。中埜肇『ヘーゲル哲学の根本にあるもの』(以文社、1974年)、86頁

(5) Vgl. Karl-Heinz Ilting, *“Die Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie”*

,Riedel, *Materialen zu Hegels Rechtsphilosophie*, Bd. 2, 1975, S. 61.

- (6) この点、権左武志氏は次のように述べている。「ヘーゲルによれば、倫理的理念の実現である国家は、『個々人の自己意識』に基盤を持っており、倫理的実体は、これを自らの本質として自覚し、そのために活動するような自己意識なくしてはありえない。そして、これこそ、『主体性原理そのものの中で実体的統一を保つ』という『近代国家の原理』の『途方もない強さと深さ』と呼ばれるものである。こうして、国家の概念において、共和主義の伝統から得られた倫理的実体の理念と、プロテスタンティズムに由来する主体性の原理が結合していることが明らかになる」権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』（岩波書店、2010年）132頁
- (7) 「労働と欲求充足のネットワークがすでに〈権利〉を懐胎している。権利が『一般的に承認され、知られ、意志されたもの』となる根拠は、この相関性のなかにある。相互承認に固有の場はここにこそある。そして〈法〉が権利を保証するということが意識にのぼるとき、法は法律として制定される（実定法）」滝口清栄『ヘーゲル法（権利）の哲学』（御茶の水書房、2007年）204-205頁
- (8) 「『労働・職業を通しての個人の自立—これを可能とする市民社会の形成』という理解は、近代から現代へ、そしてまた将来においても正当な、歴史貫通的なものだからである。社会の全構成員の自立を認めない、あるいは可能としない社会はきわめて異常である」福吉勝男『ヘーゲルに還る』（中公新書、1999年）169頁
- (9) ヘーゲルの立てた課題は、「近代的な自由な主観性の成立に伴う共同性の喪失と、その自覚的な再構築」（竹田青嗣 西研『超解読！ はじめてのヘーゲル『精神現象学』（講談社現代新書、2010年）、137頁）である。
- (10) 「国家は、個人がわがままにふるまえるよう配慮するとともに、個人が国家と結びつき、しかも、その結びつきが外的な強制力として、服従を要求する悲しい必然性として、あらわれるのではなく、人びとがその必然性を認識し、結びつきが鎖ではなく、共同体の高度な必然性に基づくものだとして理解できるよう、配慮をめぐらさねばなりません」G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25*, herausge. v. K.-H. Ilting, 長谷川宏訳『法哲学講義』（作品社、2000年）371頁
- (11) 大村敦志氏は次のように述べている。「社会の存立を確保するためには、『ある種の共通価値』、『一定の凝集力』を社会の内部にセットする必要がある。そこで、『個人の多様なあり方を許容しつつ緩やかな統合を保った社会（自由にふるまいつつ他者への配慮を失わない個人からなる社会）』をめざすために、民法に体现されているものの考え方—『個と共同性』の双方に配慮しつつ社会のあり方をともに模索するという考え方—をあらためて選び取ろうというわけである。そうした『共通のことがら（res publica）』をふまえた社会のあり方（人間のあり方）を

- 『共和国』というのなら、民法はまさにこの意味での『共和国』を実現する法として位置づけられることになる」(『法学セミナー(通巻646号2008年10月号)』「憲法・民法関係論の展開とその意義(1)―民法学の視角から」(日本評論社、2008年)22頁
- (12) 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』(岩波書店、2010年)130頁
- (13) 小林正士「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」国士舘大学法研論集第12号(2011年)参照
- (14) この点、権左武志氏は次のように述べている。「ヘーゲルの権力分立論は、モンテスキューのように三権を区別・分離するだけでなく、各権力が全体の契機として有機的統一をなすように相互に結びつける有機的性格を持つ点に特色がある」。「モンテスキューの権力分立論は、君主・貴族・人民代表の三要素からなる混合政体という英国の統治構造の観察から得られたものであり、中世立憲主義に由来する主権制限論という意味を持っていた。ヘーゲルの議論は、こうした権力の分割可能性を認めながら、同時に国家の実体的統一を保とうとする点で、権力分立論を主権論の中に組み込む最初の試みとすることができる」権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』(岩波書店、2010年)135―136頁
- (15) 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』(岩波書店、2010年)135頁以下参照
- (16) 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』(岩波書店、2010年)135―136頁
- (17) またこうも述べている。「最終の決断はだれでもくだけせるからこそ、根拠などなしにだれかを決断者とし、他のすべてを排除するほかはない。国家が一つである以上、決断者も一人でなければならないのですから」G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25*, herausge. v. K.-H. Ilting. 長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)540頁
- (18) 「責任があるのは内閣だけで、君主に責任はない。責任は内容にかんしてしか生じないのですから」。G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25*, herausge. v. K.-H. Ilting. 長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)548頁。また滝口氏は、「最終意志決定としての君主権は(略一引用者)責任内閣制を前提として初めて成立する概念である」と述べている。滝口清栄『「ヘーゲル法(権利)の哲学」形成と展開』(御茶の水書房、2007年)227頁
- (19) 以下参照。篠原敏雄『市民法学の基礎理論―理論法学の軌跡』(勁草書房、1995年)。篠原敏雄『市民法学の可能性―自由の実現とヘーゲル、マルクス』(勁草書房、2003年)参照。篠原敏雄「沼田稲次郎『労働法論序説―労働法原理の論理

- 的構造一』を読む—市民法学の視座から」横井芳弘・篠原敏雄・辻村昌昭編著『市民社会の変容と労働法』（信山社、2005年）。篠原敏雄「市民法学の法哲学的基礎—市民社会論と自由の実現—」（原島重義先生傘寿記念論文集『市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社、2006年）。篠原敏雄「市民法学における「市民」と「市民社会」の基礎法学的考察：ルソー、カント、ヘーゲルの思想との関連で」『社会科学研究所 特集：市民社会論の法律学的射程』（東京大学社会科学研究所／東京大学社会科学研究所編、2009年）
- (20) 篠原敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』（勁草書房、2003年）211頁

〔参考文献〕

- アヴィネリ 高柳良治訳『ヘーゲルの国家論』（未来社、1978年）
- 大村敦志「憲法・民法関係論の展開とその意義（1）—市民法学の視角から」『法学セミナー』通巻646号2008年10月号（日本評論社、2008年）
- 小川仁志「ヘーゲルの多元主義国家観」『ヘーゲル哲学研究』（こぶし書房、2006年 vol. 12）
- 加藤尚武『ヘーゲル哲学への新視角』（創文社、1999年）
- 加藤尚武『ヘーゲルの法哲学（増補新版）』（青土社、1999年）
- 加藤尚武・滝口清栄編『ヘーゲルの国家論』（理想社、2006年）
- G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25*, herausge. v. K.-H. Ilting. 長谷川宏訳『法哲学講義』（作品社、2000年）。
- Karl-Heinz Ilting, *“Die Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie”*, Riedel, *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Bd. 2, 1975, S. 60.
- 小林 正士「市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』」『国士館大学法研論集』第10号（2009年）
- 小林正士「市民法学における社会認識のための一考察」『国士館大学法研論集』第11号（2010年）
- 小林正士「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」『国士館大学法研論集』第12号（2011年）
- 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』（岩波書店、2010年）
- 篠原敏雄『市民法の基礎構造—法・国家・市民社会—』（論創社、1986年）
- 篠原敏雄『市民法学の基礎理論—理論法学の軌跡—』（勁草書房、1995年）
- 篠原敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』（勁草書房、2003年）
- 篠原敏雄「沼田稲次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民

- 法学の視座から」横井芳弘・篠原敏雄・辻村昌昭編著『市民社会の変容と労働法』（信山社、2005年）
- 篠原敏雄「市民法学の法哲学的基礎—市民社会論と自由の実現—」（原島重義先生傘寿記念論文集『市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社、2006年）
- 篠原敏雄「市民法学における『市民』と『市民社会』の基礎法学的考察：ルソー、カント、ヘーゲルの思想との関連で」『社会科学研究 特集：市民社会論の法学的射程』（東京大学社会科学研究所／東京大学社会科学研究所編、2009年）
- 清水 誠／篠原敏雄「市民法学・市民法論の現在」『法律時報』2007年79巻通巻990号
- 城塚 登『ヘーゲル』（講談社学術文庫、1997年）
- 杉田孝夫「政治思想としての精神現象学」『理想』No 679（理想社、2007年）
- 高柳良治『ヘーゲル社会理論の射程』（御茶の水書房、2000年）。
- 滝口清栄「ヘーゲル法哲学の基本構想・公と私の脱構築」（『思想』935号（岩波書店、2002年）
- 滝口清栄『ヘーゲル『法（権利）の哲学』形成と展開』（御茶の水書房、2007年）
- 竹田青嗣・西研『よみがえれ、哲学』（日本放送出版協会、2004年）
- 竹田青嗣 西研『超解読！ はじめてのヘーゲル『精神現象学』（講談社現代新書、2010年）
- 田中美知太郎『市民と国家—田中美知太郎政治論集』（サンケイ出版、1979年）
- C・テイラー『ヘーゲルと近代社会』（岩波書店、1981年）
- 中埜 肇『ヘーゲル—理性と現実』（中公新書、1968年）
- 中埜 肇『ヘーゲル哲学の根本にあるもの』（以文社、1974年）
- 西 研『ヘーゲル・大人のなりかた』（日本放送出版協会、1995年）
- 長谷川宏『新しいヘーゲル』（講談社現代新書、1997年）
- 長谷川宏『ヘーゲルの歴史意識』（講談社学術文庫、1998年）
- 久田健吉『ヘーゲル国家論の原理 「市民自治」と「市民倫理」』（晃洋書房、2009年）
- 福吉勝男「ヘーゲルにおける＜理性—現実＞関係把握の変化」（『理想』（理想社、1999年）
- 福吉勝男『ヘーゲルに還る—市民社会から国家へ』（中公新書、1999年）。
- 福吉勝男『使えるヘーゲル』（平凡社新書、2006年）
- 福吉勝男『現代の公共哲学とヘーゲル』（未来社、2010年）
- ヘーゲル 金子武蔵訳『政治論文集（上）』（岩波文庫、1967年）
- ヘーゲル 上妻 精訳『政治論文集（下）』（岩波文庫、1967年）
- リッター 出口純夫訳『ヘーゲルとフランス革命』（理想社、1966年）